

## 彩の国総合技能展実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 彩の国総合技能展（以下「技能展」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、彩の国総合技能展実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 当該年度の技能展の実施方針の決定。
- (2) 当該年度における出品作品、技能の実演内容等の決定。
- (3) 技能展会場の設営・撤去等を含め、開催に係る業務の実施。
- (4) 翌年度の技能展開催予定地の協議。
- (5) その他技能展開催に伴う検討事項についての協議。

(組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 産業人材育成課長、副課長、主幹及び担当職員。
  - (2) 職業能力開発センター所長及び各高等技術専門校長が推薦する職員各1人。  
ただし、熊谷高等技術専門校長は熊谷高等技術専門校職員及び秩父分校職員の各1人を推薦する。
  - (3) 各認定職業訓練校長が推薦する職員各1人。
  - (4) 埼玉県職業能力開発協会会長が推薦する職員1人。
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は産業人材育成課長とする。
- 3 委員長は、委員長が指名する者に委員長の職務を代行させることができる。

(会議の招集等)

第4条 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会に事務局を置き、事務局職務は、産業人材育成課で担当する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月15日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。